

令和３年９月 定例教育委員会

日 時 令和３年９月２２日（水）９時３０分～

場 所 １１階会議室

出席者

（教育委員）

西本教育長 内海教育長職務代理者 萩原委員 古賀委員

（事務局）

山元教育総務部長兼新しい学校推進室長 松尾総務課長 嶋田スポーツ振興課長 中尾図書館長 谷口図書館長補佐 副島総務課長補佐 陣内学校教育部長 高島学校教育部次長兼学校教育課長 有富学校保健課長 高橋教育センター所長

欠席者 なし

傍聴者 なし

内 容

（１）教育長報告

（２）令和３年７月分 議事録確認

（３）議 題

- ①教育委員会事務局職員等のサービスの宣誓に関する規則を廃止する規則の制定の件
- ②佐世保市立図書館規則の一部改正の件

（４）協議事項

- ①「いのちを見つめる講演会」講師選定について

（５）報告事項

- ①令和３年度 第５０回佐世保市民体育祭の中止について
- ②Ｖ・ファーレン長崎 佐世保市小学生応援事業について
- ③令和３年度佐世保市小学校夏休み作品展及び中学校夏休み作品展の中止について
- ④令和３年度中学校文化連盟活動事業「中学校音楽発表会」の中止について
- ⑤令和３年度佐世保市中学校体育大会（駅伝競走）について
- ⑥令和３年度佐世保市教育センター夏季研修講座の報告について

（６）その他

- ①次回開催予定について

◆ 教育長報告

- | | |
|---------|------------------|
| ○ 8月25日 | 定例教育委員会 |
| ○ 8月26日 | 小学校定例校長研修会 |
| ○ 8月27日 | 中学校定例校長研修会 |
| ○ 8月30日 | 佐世保市PTA連合会要望書受取り |
| ○ 9月 1日 | 寄贈式 |
| ○ 9月 3日 | 中学校副校長・教頭研修会 |
| ○ | 文教厚生委員会 |
| ○ 9月 6日 | 文教厚生委員会 |
| ○ 9月 8日 | 前期教育委員会 |
| ○ 9月 9日 | 文教厚生委員会 |
| ○ 9月13日 | 寄贈式 |

【西本教育長】

おはようございます。少し時間が早いですが、おそろいですので、9月の定例教育委員会を始めたいと思います。

まず、私からの報告ですけれども、市議会が9月17日に終わりました。15日、16日、17日の三日間、一般質問がございまして、質問の内容についてはもうお届けかと思っておりますけれども、しっかりと委員会の考えをお伝えできたのではないかなと思っております。

内容につきましては、後日、答弁の概要をご報告させていただけたらと思っております。その17日の最終日に人事案件の採決がございまして、その中で、中島正大氏、前の教育委員職務代理者の後任の方が決まりまして、ご同意をいただきました。松野廣文氏です。お生まれは昭和32年10月でございますので、63歳ということで、私の一つ下ということになります。住所は南風崎町の方でございます。職歴を申し上げますと、市内の中学校の校長先生を歴任されております。最後は、宮中学校の校長先生でご退職をされておられまして、平成29年に佐世保の中学校の校長会の会長もなさった方です。南校のご出身ということで、現在は、退職された後に、当時の宮地区公民館の館長を、今はコミュニティセンターのセンター長としてお務めをいただいております。たっぺのお願いということで、私からもお願いをさせていただきました。市長からもお話をさせていただいて、お引き受けいただくということになりました。

ご就任の日は10月1日になる予定です。

宮地区の公民館のコミュニティセンターのセンター長をされておられますので、事務の引継ぎが少しあるということで、それが終わるのが9月いっぱいということで、切りのいいところで、10月1日にご就任いただくことになりましたので、この場を借りてご報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、令和3年7月の議事録の確認ですけれども、皆様のお手元のところにも届いているかと思います。

内容について、ご異論ございませんでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。

それでは、早速ですが、議題に入ってまいりたいと思います。

2件ございます。

一つは、教育委員会事務局職員等のサービスの宣誓に関する規則を廃止する規則の制定の件ということでございます。

事務局のほうから説明お願いいたします。

総務課長。

【松尾総務課長】

資料は事前に配付しておりました資料、右上のほうに議題①と書いた資料でございます。

議題といたしましては「教育委員事務局職員等のサービスの宣誓に関する規則を廃止する規則の制定の件」でございます。

佐世保市の条例の中に、佐世保市職員のサービスの宣誓に関する条例というのがございます。資料は少し飛んでしまいますけれども、7ページをご覧くださいませでしょうか。宣誓書というものを職員は記載した上で任命権者のほうに提出するという条例のほうがございます。採用されたときに、私も当然書いておりますけれども、記載をいたしまして、当時市長にお渡しをしたということがございます。

この条例に基づいて、教育委員会だけ独自のルールがございました。

3ページをご覧くださいませでしょうか。

3ページの第2号をご覧くださいませいたんですけども、任命権者を定める上級の公務員というのを定めまして、第2号を見ていただきたいんですけど、学校にお勤めの職員の方は学校長のほうに提出をするという制度、教育委員会独自のルールがございました。

今回、押印を廃止しようという議論の中で、7ページで先ほど見ていただいたように、丸囲みで「印」というふうに書いてあって、今までは押印をしていたんですけど、これを廃止しようという議論をする中で、この上級の公務員を設定する意図というのが、時代の変遷で失われているんじゃないかなというふうになりました。実際に学校で勤務する市職員というのは、給食調理師の方と学校管理員だけなんですね。ただ、この学校管理員と給食調理師というのは所管が総務課になっておりまして、この方たちに対する上司という立場にあるのは、私、総務課長になります。

学校の先生というのは当然、勤務についての監督をされているんですけども、そこら辺の、誰が上司で、どういった権限でというところがサービスの宣誓と一致しない面がありましたので、教育長に提出する、任命権者に提出することで統一を図っていいんじゃないかというふうになったものですから、この規則を廃止して、サービスの宣誓は全て教育長のほうに提出すると、制度を見直したいと思っているところでございます。

ということで、当該規則のほうを廃止いたしまして、教育委員会の職員については、全員が任命権者である教育長に提出をするというふうに運用のほうも見直したいと思っていますところでございます。

4 ページのほうに新旧対照表をつけております。

公布の日から施行することにしておりますけども、10月1日から、当該ルールにしたいと思っております。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいま説明ありましたけれども、委員の皆さんからご質疑等ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

内海職務代理人。

【内海教育長職務代理人】

この宣誓書はいつの段階ですか。配属になったときに、4月1日付でやるんですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

任命権者ごとに提出するというふうになっているんですけども、採用されたときに、採用された場所で提出するというので、異動のたびにやっています。

【内海教育長職務代理人】

替わるたびにということじゃないんですね。

【松尾総務課長】

採用されたときに、市長の前で読み上げるということをしております。

【西本教育長】

辞令交付のときに、1名が代表で読み上げる。

消防は消防長に。あとは市長に。

ほかにありますでしょうか。

【内海教育長職務代理人】

初めて知ったんですけど、7 ページのところに、「その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体または組織に加入せず」と、ここまで書いてあるんですね。

【西本教育長】

教育総務部長。

【山元教育総務部長兼新しい学校推進室長】

7 ページが消防署の職員ですけども、6 ページが市の職員ですね。

【内海教育長職務代理者】

消防署だけがこういう書き方なんですね。

はい。ありがとうございました。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

なければ一つ目の議題はそうに取り計らいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、佐世保市図書館規則の一部改正の件について。

図書館長。

【中尾図書館長】

それでは、議題2の「佐世保市立図書館規則の一部改正の件について」ご説明いたします。

資料は、議題の8ページになります。よろしくお願いいたします。

佐世保市立図書館規則の一部改正の件について提案するもので、提案理由は、令和3年10月1日から電子書籍サービスを開始することに伴い、電子書籍の利用に関する規定を整備するために、サービスの利用手続、貸出し期間、貸出し冊数と所要の改正を行うものです。

あわせて、令和3年5月に策定された押印の見直し指針に基づき、様式中の印を削除するとともに、今後の行政手続のオンライン化に向けた文言整理を行うものです。

電子書籍サービスについてご説明いたします。資料のほうは21ページをお願いいたします。

電子図書館サービスの内容は、電子書籍の貸出しと、独自資料である郷土資料や行政資料等の閲覧です。

開始時期は、令和3年10月1日の予定です。

概要は、非来館型のサービスで、パソコン、スマートフォン、タブレットなど、イン

ターネットを通じて図書館サービスの提供を行うものです。図書館のホームページから電子図書館にアクセスして利用できます。

サービスの効果は、ポストコロナ対応事業として、利用者が来館することなく資料の貸出し、返却、閲覧ができるようになります。

利点として、利便性は、読者アクセシビリティの対応などがあります。

まず、利便性の面では、24時間どこからでもインターネット環境があれば利用可能です。

また、読者アクセシビリティの対応では、文字拡大や音声読み上げ、背景色の変更などが可能です。高齢者や障害者への読書支援を行います。

その他では、郷土資料、行政資料等をデジタル化し、保管することにより、事業の紛失や劣化、保管スペースの課題に対応できます。

利用条件は、図書館の利用者カードをお持ちの方です。

独自資料については、利用条件はなく、誰でも閲覧可能です。

貸出し規定ですが、貸出し点数は1人2点までです。予約も2点までできます。

貸出し期間は、2週間です。2週間経過すると自動的に見るができなくなりますので、延滞や資料の紛失などは発生しません。

蔵書計画は、令和3年度中に約7,900点、その後、毎年200点を目標に追加する予定です。

書籍の内容は、著作権が消滅した作品や著者が許諾した作品などです。

また、独自資料については、郷土資料、行政資料等のデジタル化を進め、閲覧可能な資料の点数の拡充と内容の充実を図ってまいります。

電子書籍サービスについての説明は以上です。

あと、規則の改正内容については、館長補佐から説明いたします。

【西本教育長】

館長補佐。

【谷口図書館長補佐】

資料に戻りまして、13ページをお開きください。

新旧対照表により説明をいたします。

資料左側が改正前、右側が改正後の規則となっており、改正箇所の下線を付してございます。

まず、第10条、貸出しの手続でございます。

ここで、電子書籍の定義を定めるとともに、ただし書として「電子機器については、この限りでない」と規定することで、非来館型のサービスであることを明らかにするものでございます。

第11条につきましては、電子書籍サービスの利用手続、貸出し冊数、貸出し期間等を定めるものでございます。

１４ページをお開きください。

第１７条でございます。電子書類につきましては、利用者からのリクエストに応えるため、ほかの図書館から資料をお借りして、貸出しを行う相互貸出サービスを行うことができませんので、リクエストの対象資料から電子書籍を除外するものでございます。

資料の１５ページをお開きください。

資料の右下になりますけれども、様式１につきまして、電子書籍サービスの利用登録をする際のチェック欄を追加するものでございます。

資料の１６ページ以降につきましては、押印見直し指針に基づき、様式中の印について削除するとともに、今後の行政手続のオンライン化に向け、様式中の決裁欄も削除等を行うものでございます。

最後に、施行期日でございます。

電子書籍に関する部分は、令和３年１０月１日から、押印見直し、行政手続のオンライン化に向けた様式の改正に関する部分は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明につきまして、委員の皆さんから質疑ございませんでしょうか。

図書館長。

【中尾図書館長】

当日配付資料として、皆さんのお手元にカラーのチラシをお配りさせていただきました。これが、インターネットで見たときの画面のイメージになります。このような形で、図書館のホームページから電子図書館を選ぶと、ここに飛んでいって、この画面が開くということになります。

【西本教育長】

私からですが、真ん中の欄にある新着資料の、例えば、佐世保市統計中、大正１２年、これは独自資料になりますね。

【中尾図書館長】

はい、そうです。

【西本教育長】

それは借りられないんですか。

【中尾図書館長】

これは利用制限なく誰でも見ることができます。

【西本教育長】

内海委員。

【内海教育長職務代理者】

大変いい取組だと思います。そこまでに、準備と、今後の程度の予算というか、どのくらいのお金がかかってくるんですかね。

【西本教育長】

図書館長。

【中尾図書館長】

予算につきましては、ランニングコストが大体70万円ぐらいです。あと、蔵書につきましては、普通の図書よりもやはり格高になっております。普通の図書は2,000円ぐらいで考えておりますけど、電子図書になりますと、その2倍近くに。

【内海教育長職務代理者】

かなり安く利用できるようになりますね。

【西本教育長】

ほかに何か。

古賀委員。

【古賀委員】

電子書籍は、1冊、2冊じゃなくて、1点、2点で表現されているんですけど、例えば本だと、同じ人気のある本を5冊とかで購入されて、貸出しも5冊できるじゃないですか。この1点というのは、一人しか借りられないということですか。

【西本教育長】

図書館長。

【中尾図書館長】

資料につきましては、1点1点購入するような形になります。資料によって、著作権とかのいろいろな関係で、同じ資料に何人もアクセスできる資料と、1点もので1人が借りていたら「貸出中」となるものと両方ございます。

【内海教育長職務代理者】

両方あるんですね。

【古賀委員】

それは検索すれば、今誰かが借りてますみたいなのが分かるんですかね。

【西本教育長】

図書館長。

【中尾図書館長】

こちらの画面のところに本の下に「読む」とか「借りる」とかあると思いますが、
「借りる」となったら貸出し可能なものです。ここが「予約」となりますと、貸出し
中で予約が必要なものというふうになります。

ここの表示が「借りる」と書いているところが「予約」となったときには、上に貸出
中の方の人数とかも出たりしますので、貸出し中で予約が必要だということになります。

【古賀委員】

何人か借りられているけど、「読む」になっていたら、何人か借りられる本なんだとい
うのが分かるということですね。

【中尾図書館長】

はい。

【古賀委員】

分かりました。

それともう一つ。今、団体は借り入れる冊数が違うじゃないですか、個人と。電子書
籍は団体でも2点までですか。

【西本教育長】

図書館長。

【中尾図書館長】

団体は対象外になっております。個人で借りる電子図書館となっておりますので。

【古賀委員】

例えば学童の教室で、電子書籍で読み語りをみんなにしますというときは、できない
ということですね。

【西本教育長】

図書館長。

【中尾図書館長】

一人一人のタブレットで一緒にアクセスしてその本を見るような形だったらできます。

【西本教育長】

例えば、一人が借りるとするじゃないですか。ミラーリングといって、大きな画面につながじゃないですか。それは要するに私が借りたんだけど、みんなで見るのは、例えば園児さんたちが10人集まって絵本を借りてとか、それは可能なんですね。

【中尾図書館長】

可能です。

【古賀委員】

職員の携帯は仕事中は使えないんですよね。もちろん園にパソコンとかタブレットありはするんですけど、それを団体でも使えるようにすると、便利だなとちょっと思いました。

【西本教育長】

館長補佐。

【谷口図書館長補佐】

個人貸出しに限るとしてありますので、団体様の方でも個人でカードをお持ちであれば、自由に利用することが可能でございます。ただ、点数が少ないものですから、今のところ個人貸出しに限るということにさせていただいております。

【古賀委員】

ゆくゆくは団体も借りられるようにはならないんですね。

【西本教育長】

団体とか団体の代表が個人で借りることになるわけですね。

今、図書カードは、団体名義のカードはないんでしょう。どうなってますか。

図書館長。

【中尾図書館長】

団体名義のカードはございます。学童クラブとか学校とか。その利用は、今は除外するという規定になっております。

【西本教育長】

内海委員。

【内海教育長職務代理者】

いい取組だと思うんですけども、長崎のほかの周辺の図書館でこれを既に運営しているところがあるかどうかというのと、もう一つは、これ１０月１日といったらもうすぐのことなんですけども、広報をどういうふうにするのか。その２点。

【西本教育長】

図書館長。

【中尾図書館長】

まず、県内の状況ですけど、長与町と長崎市で導入されております。二つの図書館になっております。

広報についてですけど、この教育委員会でご説明しました後に、ホームページとかチラシとかポスターとか、あと広報させば１０月号にも載せるようにしております。

【西本教育長】

県立図書館はまだですか。

図書館長。

【中尾図書館長】

県立図書館は電子化されていません。

【西本教育長】

ほかにございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、図書館規則の一部改正についてはご了承いただけますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。規則のように取り計らいたいと思います。

次です。協議事項に入りたいと思います。１件です。

いのちを見つめる講演会の講師の選定についてということでございます。これについては当日配付資料ということです。

事務局のほうからご説明お願いいたします。

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

協議事項、当日配付①の資料で定例教育委員会の協議事項の資料をご覧ください。

1 ページでございます。

令和4年度いのちを見つめる講演会、第18回の講師選定についてです。

資料の構成ですが、1 ページは、この後ご説明します提案でございます。

2 ページが、昨年度、令和3年度の協議をいただいた4名の候補者でございます。

3 ページ目が、過去の講演会の講師のリストでございます。

1 ページをご覧ください。

本講演会は、毎年6月を中心に、いのちを見つめる強調月間の取組の一つとして実施している事業でございます。

講師の専門的な立場から、本市が目指す命の重みを心から感じ取り、思いやり深く人と関わることができる、心豊かな子供の育成に係る講演をお願いするものでございます。

記載の方針により、来年、令和4年6月18日を、会場を予約した上で、講師の選定をご協議いただくために提案をさせていただきます。

今回は記載の4名の候補を提案いたします。

1 つ目が、辻井いつ子さん。

資料4 ページにもありますとおり、盲目のピアニスト辻井伸行さんの母親でございます。障害を持って生まれた我が子に悩む気持ちを奮い立たせ、一つでも自信が持てるものを身につけてほしいとピアノを習わせておられました。子育て中の勇気づけられたこと、願い、子育ての思いについて講演を数多くされておられます。ご自身も元アナウンサーで大変聞きやすい声をお持ちの方です。

二人目の候補者が、金田一秀穂さんです。

金田一様は、資料5 ページにもありますとおり、日本の言語学者として大変ご高名な方です。本事業に関わる心通わせるコミュニケーションに欠かせない大切な言葉について、時代に即して変化していく日本語を、正しさではなく、通じることの心地よさを求めることなどについて講演をされておられます。

3 番目が、奥山佳恵さんです。

資料6 ページにもありますとおり、女優でドラマ、バラエティ番組など幅広く活躍をされておられます。明るく前向きなキャラクターが大変印象的で、お子様、次男の方はダウン症でご出産をされております。苦悩しながらも現実を正面から受け止め、子供を育てていく日常について熱く講演をされている方です。

4 番目は、大島花子さんです。

資料7 ページにもありますとおり、歌手の坂本九さんの娘さんで、ご自身も歌手をな

さっておられます。小さい頃にお父様を事故で亡くされておられ、様々な体験を通して、命や人権について歌を交えながら講演をされておられる方です。

以上4名を事務局から提案という形でご協議をお願いしたいと思います。

なお、昨年までの4名が、次の2ページでございますが、堀ちえみ様につきましては、現在病氣療養中のため、事務局では今回候補を見送っております。

以上、説明を終わります。

【西本教育長】

今、事務局から説明ありました、来年度の「いのちを見つめる講演会」の講師ですが、今4名ほど候補に挙がっております。去年の候補に上がった方も含めてということでございますが、委員の皆さん、何かご意見ありますでしょうか。

萩原委員。

【萩原委員】

辻井さんは夢大学で呼びします。

【西本教育長】

呼ばれたんですか。

【萩原委員】

多分今年、今回の講師に入ってはおります。

【西本教育長】

もう決まっているんですか。

【萩原委員】

一応、予定があったから。まだ何月かは分かりません。

【西本教育長】

佐世保にお見えになる。

【古賀委員】

お母様が。

【萩原委員】

ご一緒に来てくださったらいいねというふうに話しているけど。期待を込めて、今されているとは思いますが。

【西本教育長】

講師代が3倍くらいになります。

【萩原委員】

そうなんですけど、でもそれがあると皆さんいいなあという。

【西本教育長】

1回佐世保に来られましたもんね。

【萩原委員】

そうです、アルカスに見えたでしょう。

ちょっとでもというふうに希望をしております。

【古賀委員】

そのときは多分お話はされなかったですもんね、本人さんは。

【萩原委員】

多分お話はお母さんで、1曲ぐらいという。

【古賀委員】

CMでメッセージを言われているじゃないですか。

【萩原委員】

そうですね。

【西本教育長】

ほかに何かございますか。

「いのちを見つめる講演会」ですから、その趣旨に沿った方が一番いい。それなりに候補は挙げているんですけど、去年が1回、おとし延期しましたが、平日にするとなかなかお客さんが見えにならないですね。それともう一つ、お子さんをお持ちの保護者の方に呼びかけて来ていただきたいというのがありますので、その辺もお願いいたいて、どうかなと思います。私とかよく知らないんですけど、奥山さんなんかは、古賀委員、どうですかね。

古賀委員。

【古賀委員】

講演を聞きに来る対象者はどんな方かなと想像すると、聞いたことがあるとか、見たことがある身近な人のほうが。大島さんとかはご存じの方は。坂本九さんをご存じの方

が今のお母さんたちいらっしゃるのかと。曲は聞いたことあるけどって。「坂本九さんって誰」みたいになってしまうと。まあ、お話の中でああそうなんだというのはあるかもしれないけど、取っかかりとして「聞きに来てくださいよ」というのでどうなんだろうとは思います。

【古賀委員】

そうなんですよ。その辺がどこにターゲットを絞るかで大分変わってくるのかなあと。辻井さんは、私は好きですし、坂本九さんももちろん私分かりますし、奥山さんも元気な方で、子育て世代のということで考えると、奥山さんが一番なのかなとも思いますし。

【古賀委員】

講演会も、聞くばかりでは眠くなるかもしれないので、大島さんみたいに歌を交えてしてくださるとメリハリがあっていいのかなとも思いますし。

【西本教育長】

萩原委員。

【萩原委員】

私もここにいらっしゃる方だったら、奥山さんという方の講演を聞いてみたいなと。今、子供を育てていらっしゃるし、障がいを持った子供を育てるという、そういうことに触れる機会があまり一般の人はないので、そういうこともあるんだな、我が子を比べてみるようなときに、こんな苦勞が子育てにあるんだなというのを知っていただくにはとてもいいかなとは思います。ちょっと値が張りますけど、よろしいんでしょうか。予算の関係もあるかなと思うんですけど。金田一さんは子育てというのにどうかなという感じはちょっとします。私は奥山さんを推しますけど。

【西本教育長】

内海職務代理者。

【内海教育長職務代理者】

一番聞きたいのは辻井さんですけど、先ほどの夢大学で来られるということであれば、3人で、やっぱりテーマ「いのちを見つめる」からすると、奥山さんかなと。大島さんは、確かに坂本九は我々世代でございますので、言われてみればそうか。そうすると奥山さんかなと思っているんですけども、いかがでしょうか。

何か事務局のほうで。

【西本教育長】

何か事務局の考えはありますか。

【内海教育長職務代理者】

今までずっと交渉されてきた経緯がありましようから。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

こちらの情報収集が不足してすいません。

そこをよく調整をしながら、奥山様と辻井様で調整させていただければと思ってます。

【西本教育長】

私も実は奥山さん存じ上げていないんですけど、辻井さんがあれなんですけど、せっかく佐世保にということになれば、メンバーというか人を変えたほうが、「この間聞いたもんね」という。だから、多くの方に来ていただきたいということであれば、人を変えたほうがいいのかという気も私はしてます。

予算のほうも、3ページをご覧になると、大体予算の範囲内で我々も組んでおりますので、ここの挙がっている4人が予算の範囲内で来ていただけたらと思っております。

第1候補で奥山さんということでよろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ほかに意見、いいですか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、第2候補に辻井さんということで。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ダブるということもありますが、ほかにいらっしゃればですけども、この場では、第1候補を奥山さんということで投げていただいて、この方が駄目だったら、もう一度お諮りするということでよろしいですかね。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

そのように取り計らいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

第1候補を奥山さん、この方が駄目なときはもう一度お諮りさせてください。

それでは、協議事項終わりました。

報告事項に入りたいと思います。時間をもう少し押しております。

10時半から学力向上推進委員本部会議がありますので、報告事項を簡潔に報告をお願いいたします。

まず、令和3年度第50回佐世保市民体育祭の中止について、それから2番目のV・ファーレン長崎佐世保市小学生応援事業について、二つ続けて説明をお願いします。

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

それでは、最初の市民体育祭の中止の件です。

当日配付資料の報告1をお開きください。

まず、市民体育祭は10月の体育の日の前日の日曜日、今年であれば10月10日を予定して準備を進めておったところですが、現在、2番の、黒丸で13日とありますけど、先週の月曜日現在での、県のステージ、このままで、現在も佐世保市の感染レベル5で、スポーツ施設、公共施設もですけど、現在も休業いたしております。

どうしても大会の一月前には、ある程度その方向性を決める必要もあったことから、9月14日の火曜日に、中止をすると関係団体に周知を行ったところでございます。

理由といたしましては、体育施設をもう一月ぐらい今閉めておりますので、ほとんど練習ができない状況で、けがのリスクが伴うんじゃないかと。

2番目は、先ほど1か月前には判断をしないと。

市の主催イベントというのを感染レベル3で行うとしておりまして、今5で、3に下がるのが厳しいんじゃないかと。

三つ目に、今は大分落ち着いてきましたが、無理に市の主催イベントを開催してリスクを広げることはあまりよくないんじゃないかと。

それで、中止を決定いたしましたところです。

次のページお願いいたします。

代替イベントということで「オクトーバー・ラン&ウォーク」というのを広く市民の方に呼びかけたいと思っています。

この分は、四角で囲んでおりますが、一般社団法人アールビーズスポーツ財団が主催して、全国の自治体に呼びかけておる事業なんですけど、10月の1か月間に、ウォーキング、ランニングの歩数や距離を全国自治体ごとに競いましょうというイベントになります。

佐世保市もエントリーを済ませておりまして、県内では長与町と佐世保市がエントリーをしている状況です。現在、既に281自治体、9万人以上の方がエントリーをされているということです。

次のページにチラシをつけております。スポーツの秋でございますので、健康増進も含めて、ランニング、ウォーキングをと。スマホのほうにアプリを登録していただければ、これに参加するようになりますので、ぜひよろしく願いをしておきます。

これまでは市民体育祭中止の件でございます。

続きまして、V・ファーレン長崎の小学生応援事業についてご説明いたします。

事前配付資料の①ページ目になります。

現在、小学校のほうに既に全児童にチラシを配布しまして、募集をしているところです。

10月16日に、諫早のトランスコスモススタジアムのほうに、小学生と保護者ということで、バス8台で応援に行くツアーを今計画しております。

今月いっぱい申込みということで進めているところです。感染レベルによっては、延期することもありますということで進めておるところです。現在ちょっと落ち着いておりますので、このままいけば予定どおり実施したいと思っておりますが、現在、募集を進めておるところです。

以上、二つご報告でした。

【西本教育長】

ただいま2件につきまして、スポーツ振興課のほうから報告ありましたけれども、委員の皆さんからご質疑等ございますでしょうか。

内海職務代理者。

【内海教育長職務代理者】

「オクトーバー・ラン&ウォーク」は、面白いなと思っているんですけど、佐世保市が参加しているということは、佐世保市民が、要するにアプリを入れて、それに参加すると。それを各自治体で競い合うということですか。

【嶋田スポーツ振興課長】

自分が全国で何番目にいるかとか、その自治体の中で何番目にいるかとかそれも出ますし、全国の自治体の中で佐世保市として何番目になるのかとか、そういったのもありますので、今、SNS等を通じて、皆さんに周知を今から図っていきこうとしているんですけど、これだけでなく普通にたくさん歩かれた方もいらっしゃいますので、どうせ歩くのであればこのアプリを入れていただいて、佐世保市としても健康増進に努めていければということで、計画を進めているところでございます。

【内海教育長職務代理者】

私も今は健康第一で歩いたり、ジム行ったり、泳いだりしているんですけども、佐世保市民の何人ぐらいを目標にされているとか、何かあるんですか。もう日にちがあまりないんですけど。

【西本教育長】

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

今年初めてでもありますので、目標の人数というのは、今のところは設けないです。なるべくたくさんの方に入っていただければ、走っていただければということで、まず、それぞれにこれを広めて、健康増進、スポーツの秋ですので、スポーツ意識の向上も含めて取り組みたいと思っております。

【内海教育長職務代理者】

分かりました。

【西本教育長】

スポーツ協会あたりにも呼びかけて、各競技会の会員さんにもということでお知らせを。

【内海教育長職務代理者】

スマホを持っとかないといけない。

【嶋田スポーツ振興課長】

そうですね。

【西本教育長】

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

なければ次の3番目、4番目、佐世保市小学校夏休み作品展及び中学校夏休み作品展の中止について、中学校文化連盟活動事業、中学校音楽発表会の中止について、2件一緒に説明お願いいたします。

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

当日配付資料②の４ページ、報告③、令和３年度佐世保市小学校の夏休み作品展及び中学校夏休み作品展の中止について報告をいたします。

この事業はご存じのとおり、夏季休業中に完成した作品を展示、鑑賞する会でございます、情操教育の充実を図ることで例年行っておりました。

２に書いてありますとおり約５０万円の予算をかけて、ご承認いただきながら、委託事業として、二つの団体にそれぞれお願いし、今週の土曜、日曜に行く予定でございました。

しかしながら、４番の中止の理由にありますとおり、先ほどの話にもありました、佐世保市の感染レベルが５の状態で、この展示会に関する会議が全く行われていない状況でございました。そのため、会議及び準備作業が実はできていない状況で、開催が不可能という判断に至りました。

なお、５番にあります各学校は校内作品展を校内、体育館を中心に行われたり、中学校の場合は文化作品展をこの後、１１月に行く予定でございます。また、校内出品作品の代表作につきましては、例年どおり、賞状で表彰を校内で行うという形で進めさせていただきたいと存じます。以上です。

２件目よろしいでしょうか。

あわせて５ページをお開きください。

報告４「令和３年度中学校文化連盟活動事業、中学校音楽発表会の中止について」報告をいたします。

事業の目的は、１に書いてあるとおりでございます。

２についてですが、委託料が３００万円ほどかかっております。これについてご承認いただき、今年１１月９日にアルカスを予約しておりました。しかしながら、ただいま申し上げましたように、レベル５の状態が続いておりまして、（２）の教育活動の制限にありますように、実は学校の中で近距離で行う学習活動である合唱は行わないという形で、今は指導しているところです。したがって、感染リスクの高い活動として、音楽の合唱の練習ができていない状況です。

先日、小学校のほうは、学年代表で出場ができないということでしたが、中学校のほうは、レベル５でなければ４０人単位で、学校で選抜会を行って出場する予定でしたが、選抜会そのものを開くための練習も行えていないという状況でございまして、会そのものの開催が不可能というふうな判断に至った次第でございます。

以上２件です。

【西本教育長】

今、２件について説明ありました。

今、コロナも少し収まってきているんですけども、一気に５から３になるとは考えられないということ、やっぱり準備がかかりますので、今、仮に、「やろう」ということ

になってもなかなか実現できないというのがありますから、中止という判断をさせていただきたいと思っております。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

次です。

⑤、令和３年度佐世保市中学校体育大会駅伝競走についてということで、説明をお願いいたします。

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

資料の３ページをお開きください。

令和３年度佐世保市中学校体育大会駅伝競走の実施要項をつけております。

来月の１０月５日火曜日に、総合グラウンドでの開催を予定しております。

選手は女子が８名、男子が９名、合わせて１７名にサポートを入れまして１３名で、マックス各学校３０名までということで、保護者については、感染状況もございますので、今回も観戦できないというようなことで対応していきたいと思っております。

これにつきましては、レベル５であっても、上位大会の県大会とかございますので、３週間前から練習できるという取扱いにしております、９月１４日から各学校の校内で駅伝の練習を行っております。

県大会は、１１月１１日に開催の予定ということでございます。

感染状況によりましては、中止もありますけれども、現在の状況から考えまして、開催は可能ではないかと考えているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、説明を終わります。

【西本教育長】

ただいま中学校体育大会駅伝競走について説明ありましたけれども、委員の皆さんからご質疑等ございますでしょうか。

よろしいですか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、これについてもこのように取り計らいたいと思います。ありがとうございました。

次、6番目です。佐世保市夏季研究講座の報告についてということです。
教育センター所長。

【高橋教育センター所長】

報告の6になります。

令和3年度の夏期研修講座、8月に予定をしておりました分ですが、40講座を計画しておりました。

ご存じのとおり感染症の拡大がございまして、7講座を中止いたしました。33講座の実施となり、1,249名が受講をしました。そのうちの14講座を対面で、19講座がオンラインということになりました。

事前にオンライン研修の体制を十分整えていたということで、文部科学省教科調査官をはじめとした講師陣による授業改善研修につきましては、研修の機会を失うことなく、研修を継続することができました。

そのほか、初任者研修等では、一人1台端末の活用を図る研修を行っております。

また、この場でご提案いただきました、保護者とのコミュニケーションを高めるというような研修も開催することができております。

コロナ禍であつての苦肉の対策ではございましたが、オンライン研修のよさ、集合研修のよさを組合せながら、学び続ける教職員の育成に今後も尽力してまいろうと思っております。

簡単でございますが、以上で報告終えさせていただきます。以上です。

【西本教育長】

ただいまセンターのほうから報告がありましたけれども、夏季研修講座の報告について、委員の皆さんからご質疑等ございますでしょうか。

萩原委員。

【萩原委員】

オンラインでするときには、先生方はどこで受けるんですか。

【西本教育長】

センター所長。

【高橋教育センター所長】

各学校のほうで受けていただくようにしております。ただ、一人1台ずつ、端末をお渡しすると、かなりの台数になってしまって、回線が混雑する可能性がありますので、各学校で、一つ大きな場所を用意して大画面に映していただいて、複数で受講というふうな形も取っております。

【萩原委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。以上で報告事項は全て終わりました。

それでは全て終わりましたので、これで閉じたいと思います。お疲れさまでございました。

その後、次回開催予定日を確認し、終了となった。

----- 了 -----